

受付日	令和 年 月 日	受付番号	
-----	----------	------	--

大阪市公共基準点使用承認申請書

令和 年 月 日

大阪市長様

申請者

下記のとおり大阪市公共基準点
使用の承認を申請します。

住所

氏名

担当者

印

電話 () -

使用目的			
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
施行者	名称		
	代表者名		
	住所		
	担当者		TEL
使用する 基準点番号	_____	_____	_____
	_____	_____	_____
	_____	_____	_____
			計 _____ 点

大建測第 号

令和 年 月 日

大阪市公共基準点使用承認書

申請のとおり承認します。ただし、使用にあたっては裏面の条件に従うこと。また、公共基準点に異状があれば下記担当に状況を報告すること。

承認期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
備考			
大阪市建設局総務部測量明示課		担当	
tel.06-6615-6653		fax.06-6615-6578	
			大阪市長 印

使 用 条 件

1 屋上点使用についての使用条件

- (1) 屋上点の使用にあたっては、事前に公共基準点管理者（測量明示課）を通して建物の所有者又は管理者へ連絡し、その承諾を得てから使用すること。
- (2) 日の出前及び日没後においては、測量明示課及び建物の所有者等関係人の承諾があった場合を除き使用してはならない。
- (3) 防水加工の施されている箇所へ測量機器を設置する場合は、必ず脚先に「台」等を置き、防水加工面を損傷しないよう十分注意すること。
- (4) 建物等では禁煙を厳守し、ゴミ等で汚さないこと。
- (5) 建物では指定された履物を使用し、作業靴等での出入りはしないこと。
- (6) 屋上への昇降及び高所での作業は、事故を未然に防ぐよう安全管理を十分行うこと。

2 地上点・地下埋標点使用についての使用条件

- (1) 路上での作業については、安全対策を十分に行うこと。
- (2) 地下埋標点の使用に際しては、蓋の開閉及びコンクリート柱・金属鋳・保護石等の取扱いには十分注意すると共に、その周辺を傷めたり汚さぬようにすること。
- (3) 公共基準点使用の際、基準点等を損傷した場合は、速やかに測量明示課に連絡し、その指示に従い申請者の責任において機能回復すること。

3 大阪市公共基準点承認書の携行

大阪市公共基準点の使用時においては、「大阪市公共基準点使用承認書」を必ず携行すること。

4 使用承認の取り消し

上記条件を遵守しない場合は、使用承認を取り消すことがある。

5 疑義の協議

大阪市公共基準点の使用に関し疑義等がある場合は、測量明示課と協議すること。

6 その他

工作物等を損失した場合は、申請者の責任において補償しなくてはならない。